

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 5 前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

身延 町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒									
令和 年 月 日提出			フリガナ										
			氏名又は名称										
			代表者の職氏名印	Ⓢ									
			個人番号又は法人番号										
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	円	月から	月から	..							
生年月日	昭和・平成	年 月 日		円	円								
個人番号													
1月1日現在の住所													
給与の支払を受けなくなった後の住所													

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収(理由)		円 控除社会保険料額 円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため(月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円
異動者印	.	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
2 (普C)	毎月の給与が少なく、税額が引けない
3 (普D)	給与の支払期間が不定期(例：給与の支払いが毎月ではない)
4 (普E)	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を	
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名印		Ⓢ	(内線)		納入書 要 ・ 不要

※市町村記入欄

【提出先】 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350 身延町役場 税務課 住民税担当